

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により中讃広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供する。

なお、この案については、関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに香川県知事に意見書を提出することができる。

平成19年12月4日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 都市計画を変更する土地の区域

中讃広域都市計画区域

2 都市計画の案の縦覧場所

香川県土木部都市計画課、丸亀市都市計画課、善通寺市都市計画課、宇多津町建設課、まんのう町建設課、琴平町総務課及び多度津町建設下水道課

3 縦覧期間

平成19年12月4日から同月18日まで